

公立大学法人札幌市立大学 公的研究費不正防止計画

令和7年3月31日 理事長決裁

公立大学法人札幌市立大学（以下「本学」という）において、公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程（平成27年規程第2号。以下「管理及び監査規程」という）第2条に定める公的研究費（以下、公的研究費という）の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とし、管理及び監査規程第10条並びに平成19年2月15日付文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（以下、ガイドライン）に基づき、不正防止計画を策定する。

第1節 機関内の責任体系明確化

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ・責任、権限に対する認識が不足	管理及び監査規程に基づき整備した研究費の運営及び管理に関する責任体系を図示し、ホームページ等で学内外に周知することで、本学における責任の所在を明確にするとともに教職員の意識の向上を図る。
2 監事に求められる役割の明確化 ・不正防止に関する監事の役割が明確にされていない。	監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施 ・具体的な実施計画が定められていない	コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を定め、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育・啓発活動を実施するとともに、コンプライアンスの遵守を目的とした誓約書の提出を求める。
2 ルールの明確化・統一化 ・ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化等）	ルールと実態が乖離しないよう、研究費執行ルールに関するモニタリング（認識度調査）とルールの見直しを定期的に行う。（資金前渡及び立替払など、例外的に研究者が物品等を研究費により購

	入する場合は、既定の決裁により適正に処理し、常態化しないよう努める)
3 職務権限の明確化 ・運営・管理に携わる者の責任と権限の体系が不明確である	予算管理、執行管理に関する責任体系を明確にし、教職員に周知する。
4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ・不正の告発窓口が周知されていない ・不正に関する調査の体制が不明確	不正の告発窓口及び公的研究費の管理及び監査に関する規程をホームページ等で学内外に周知し、本学における責任の所在を明確にする。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ・不正防止計画推進部署がその役割を認識していない	不正防止計画推進室は、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画等を策定・実施し、実施状況を確認する。
2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ・ガイドラインの改正に対応した不正防止計画の見直しが行われていない	内部監査から指摘があった場合、審査結果を不正防止計画に反映させる。ガイドラインの改正が行われた場合、不正防止計画の見直しを実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
1 研究費の適正な執行、管理活動 ・予算執行の特定の時期への偏り	公的研究費の執行期限を定め周知する他、予算の執行状況と研究計画の進捗を確認し、問題が認められる場合は、研究の推進を促す等、改善策を講じる。
2 発注、検収 ・検収業務やモニタリング等の形骸化(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)	2名による検収を徹底する。また、対象者を無作為に抽出し、購入した備品や換金性の高い物品の現物確認を行う。
3 出張 ・出張の事実確認等が行える手続が不十分(二重払いのチェックや用務先への確認など)	内部監査にて対象者を無作為抽出により選出し、宿泊等の事実確認を行う。事実確認を可能にするため、教員には出張報告へ宿泊場所の記載を促す。
4 雇用	雇用管理は事務局が行うこととし、公立大学法人

・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ	札幌市立大学非常勤職員等就業規則（改正平成 26 年規則第 4 号）に基づき適正に管理し、研究室で管理する体制としない。
----------------------------	--

第 5 節 情報発信・共有化の推進

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
・不正への取組に関する情報公開が不十分	不正防止に向けた取組及び通報窓口等をホームページで学内外に周知する。

第 6 節 モニタリングの在り方

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
・不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分。	本学の公的研究費の管理体制が、ガイドラインに適合した体制になっているか定期的に見直す。また、研究費による調達業務に係る係員は、常に不正の発生要因に着目しながら業務を遂行し、研究費ルールの改正時には意見を集約し見直しを図る。